

大阪広域環境施設組合本庁舎職場安全衛生委員会運営要綱

制 定 平成 27 年 4 月 27 日

改 正 平成 28 年 4 月 18 日

改 正 令和元年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、労働安全衛生法（以下、「法」という）第 18 条及び大阪広域環境施設組合職員安全衛生管理規則第 15 条第 2 項の規定に基づき設置する大阪広域環境施設組合本庁舎職場安全衛生委員会（以下「職場委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 職場委員会は、法第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項に定めるもののほか、職場の安全衛生に関することについて調査審議し、大阪広域環境施設組合安全衛生委員会（以下「委員会」という。）委員長を通して管理者又は事務局長に意見を述べることを目的とする。

(構成)

第 3 条 職場委員会は次の 7 名の委員をもって構成する。

(1) 総務課長

(2) 施設管理課長

(3) 産業医 1 名

(4) 本庁舎に勤務する衛生管理者 1 名

(5) 本庁舎に勤務する者のうち衛生に関する知識及び経験を有する職員 3 名

2 前項第 1 号の委員以外の委員の半数については、本庁舎に勤務する職員の過半数で組織する労働組合の推薦する者とする。

(委員長)

第 4 条 職場委員会に委員長を置き、前条第 1 項第 1 号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は会務を掌理する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたるときは、施設管理課長が委員長に就くものとする。

(運営)

第 5 条 職場委員会は委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 職場委員会の事務を処理させるため事務局を総務課に置く。

(報告等)

第7条 委員長は、職場委員会の議事録を作成するとともに、委員会委員長に報告しなければならない。

2 議事録及び重要事項の記録は、これを3年間保存しなければならない。

(個人情報保護)

第8条 職場委員会における個人情報等については、これを第三者に漏らしてはならない。

(附則)

この要綱は、平成27年4月27日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月18日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。